

令和4年2月18日

各サークル主将 殿

学生生活課長

サークル活動禁止期間の再延長について

サークル活動については、令和4年1月31日付け学生生活課長通知「サークル活動禁止期間の延長について」で、2月20日（日）まで学内外を問わず禁止としました。

先日、令和4年2月20日（日）までであった「まん延防止等重点措置」の鹿児島県への適用が、3月6日（日）まで延長することが決定したことから、禁止期間を2月20日（日）から3月6日（日）に再延長します。

この間の他の扱いについては、1月31日付け通知と変わりません。

当該期間中に、動物の飼育等サークル活動のために必要な作業については、十分な感染防止対策を講じていれば認めますので、予め申し出るようにしてください。

サークル活動に限らず、感染リスクが高まる集団行動（特に多人数での飲み会、カラオケ等）については禁止とします。加えて、少人数でも、短時間でも、感染のリスクがなくなるわけではないことを十分に理解したうえで、「感染しない、感染させない」ことを意識した行動をとってください。

また、この時期、サークル活動の集大成となる全国大会もしくはそれに相当する大会等に参加する場合は、以下の条件で認めますので、開催期日の2週間前までに学生生活課に申し出て、「特別措置申請書」と「活動計画書」を提出してください。

1. 当該大会等は、鹿児島大学生として参加するもので、かつ、活動成果が公式記録として社会的に評価されるものであること。
2. 当該大会等は、全国大会または、それに出場するための選考会、及びブロック大会等に相当すること。
3. 当該大会等において、感染拡大防止策がとられていて、主催者の責任、参加者の義務が明確であること。
4. 出場に備えた練習は、真に必要な人数にとどめ、行動計画に則った練習を行うこと。
5. 当該大会等への参加者は原則出場者のみとするほか、参加者全員のワクチン接種状況を報告すること。（接種を許可の条件とするものではありません。）
6. 県境を越える移動を伴う場合は、帰鹿翌日を起算日とし2週間の健康観察を行い、少しでも体調に異常があれば速やかに大学に報告すること。

以上のことについて、違反行為がみられた場合は、大会参加中であっても、サークル活動の即時禁止措置をとる場合があります。

なお、この措置は、3月6日（日）までとしていますが、鹿児島市の感染拡大状況を鑑み、さらに延長する可能性があることを申し添えます。